

「無事ですシール」の掲出にご協力ください

豊島区では、災害が起きた際、救援センターや障害福祉・介護サービス事業者の協力を得て、災害時要援護者*の方の安否確認を行います。

「無事ですシール」・「安否確認済シール」は、大震災発生時に助けが必要な方を速やかに見つけるためのツールです。地域の被害を減らすために、シールの掲出の協力をお願いします。



1 安否確認は発災から3日間が勝負

大きな災害が発生したときの人命救助では、発災後**72時間**以内に行うことが重要といわれています。発災から**72時間**が経過すると、要救助者の生存率が大きく下がるためです。限られた時間で効率的に安否確認を実施し、より多くの方を救助・支援するため「無事ですシール」と「安否確認済シール」シールをつくりました。

2 無事ですシールを掲出することで

- ・災害時に救助の必要がない方が、シールを掲出し「無事」を示すことで、救助が必要な方を早期に発見することができます。
- ・安否確認は、救援センターや事業者等の複数の主体が同時に行います。そのため、それぞれが同じお宅に何度も訪問する恐れがありますが、シールで「無事」を示すことで、重複した確認を防ぐことができます。
- ・既に自宅から避難したご家庭においても、シールを貼って玄関に残しておくことで、無事が確認できます。

このように、シールを掲出することで、効果的に安否確認をすすめることができ、多くの命を守ることに繋がります。

* 次の①～⑤のいずれかの要件に該当する方（①介護保険の要介護3～5の方、②愛の手帳1～4度の方、③身体障害者手帳の総合等級1～4級の方、④人工呼吸器を利用している方で、区に災害時要援護者名簿登録の申込みをした方、⑤精神障害者手帳1・2級の方で、区に災害時要援護者名簿登録の申込みをした方）

3 シールを活用した安否確認の方法

豊島区では災害時要援護者の安否確認をおこなうため、「無事ですシール」と「安否確認済シール」の2つのシールを活用し、効率的な安否確認をおこないます。



無事ですシール

災害時要援護者ご本人（またはご家族）が自身の無事を安否確認者に知らせるために、自宅に自分で貼るシールです。



安否確認済シール

平時は安否確認をする協力者が保管し、安否確認が完了した際に玄関に貼るシールです。

4 無事ですシールは「わが家は無事です」の目印です

大きな地震(震度6弱以上)が起きたとき、災害時要援護者の方に対する安否確認や救護活動が不要の場合、外から見やすい玄関ドアや門扉に「無事ですシール」を掲出してください。

シールを貼ることで、安否確認者に「うちは大丈夫です」ということを知らせるサインになります。

シール貼ってある場合



ご家庭が無事だということを、外からすぐに確認することができます。

シールが貼ってない場合



家の中で倒れていたり、倒れた家具に挟まり身動きがとれないことも考えられます。



無事ですシールの使い方

災害時要援護者の方、
またはご家族の方が使用



シールの大きさ
A5サイズ
(縦148mm×横210mm)

- 普段は、げた箱の中など玄関の近くに保管してください。
- 震度 6 弱以上**の大きな地震が発生したら、自宅の玄関ドア等の屋外からよく見える位置に貼付け、ご自身とご家族が無事であることを示してください。そうすることで、地域に「うちは大丈夫です」ということを知らせるサインになります。
- シールを貼っていないご家庭には、救援センターや障害福祉・介護サービス事業所等の協力者が安否確認を行います。訪問により確認が取れた場合は、「**安否確認済シール**」を玄関に掲出する場合があります。
- 救援センターや知人の家など、自宅から別の場所に避難する場合も、無事ですシールを貼ってから避難してください。
- 無事ですシールは少なくとも**3日間**は貼付してください。安否確認は数日にわたって行います。
- 自分が「無事ですシール」を貼るより先に、「**安否確認済シール**」が貼られている場合がありますが、その場合は、剥がさないでそのままにしてください。また改めて自分で「無事ですシール」を貼る必要はありません。
- ご家庭に複数の災害時要援護者がいる場合であっても、掲出するシールは1枚で大丈夫です。（人数分掲出する必要はありません）



安否確認済シールの使い方

救援センターや
事業者等が使用



シールの大きさ
A6サイズ
(縦105mm×横148mm)

無事ですシールの
半分の大きさです

- 震度6弱以上**の地震が発生した場合、救援センターを拠点とした安否確認や、障害福祉・介護サービス事業者が利用者に対する安否確認を行います。
- 電話等により安否確認がとれた場合、居住者自身が無事を知らせる「**無事ですシール**」を門扉等に掲示するよう協力を依頼してください。
- 通信途絶などの理由で、訪問により安否確認を行った際、門扉等に「**安否確認済シール**」を貼り、後から訪問する安否確認協力者に、既に安否確認がとれていることを示します。
- シールを貼るときは、家人に了承を得たうえで、確認した日時の記入と、所属する団体をチェックして門扉に貼ってください。
- 安否確認シールは、各救援センターに配備しているほか、安否確認を行う事業者にも事前に配布します。

「安否確認済シール」は、救援センターを拠点とした安否確認や、障害福祉・介護サービス事業者等の安否確認協力者が使用するものです。

問い合わせ先

豊島区役所

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

福祉部 福祉総務課 災害対策グループ

電話：03-4566-2428（直通）

FAX：03-3981-4303